

熱海市空家所有者訪問意向調査業務委託  
仕様書

令和5年 10月

熱海市 観光建設部 まちづくり課

## 令和5年度 熱海市空家所有者訪問意向調査業務委託仕様書

### 第1章 総則

#### 第1条（適用範囲）

本仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が委託する「熱海市空家所有者訪問意向調査業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託内容について、適用されるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めたものである。

#### 第2条（業務の目的）

本業務は、熱海市内の管理不全空家等を減少させることで、安全なまちづくりやまちの魅力向上に繋げるための施策を検討することを目的に、空家所有者を訪問し、空家の管理等について意向調査を実施するもの。

#### 第3条（履行期間）

本業務の契約期間は、契約日から令和6年3月8日までとする。

#### 第4条（関係法令の遵守等）

受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令及び諸規則に基づいて実施すること。

#### 第5条（資料の借用）

- (1) 受託者は、委託者が保有する本業務に必要な図面、資料等について、発注者の了解を得て借用することができる。
- (2) 受託者は借用した資料等を本業務の目的外に使用してはならない。
- (3) 借用した資料等については漏えい、紛失等のないように取り扱うとともに厳重に管理し、業務完了後が速やかに返却する。

#### 第6条（提出資料）

受託者は本業務の契約締結後、連絡体制等を記載した業務計画書を提出する。

#### 第7条（秘密の保持）

受託者は、本業務により知り得た事柄を、他に漏らしてはならない。なお、本記載事項については委託業務終了後も適用する。

#### 第8条（再委託）

受託者は本業務を第三者へ再委託してはならない。

## 第9条（疑義の決定）

受託者は本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。

## 第10条（個人情報の保護）

（1）本業務にて個人情報を取り扱うときは、個人情報の適切な管理のため、以下の事項を遵守しなければならない。これらの個人情報や機密にかかる項目については、本契約終了後といえども継続するものとする。

- ・個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- ・本業務以外の目的に個人情報を利用してはならない。
- ・個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- ・本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（2）本業務に従事する技術者及び作業員に対して、個人情報の保護や情報セキュリティ対策など必要な教育訓練を行わなければならない。

## 第2章 訪問意向調査

### 第1条（業務概要）

本業務の概要及び数量は以下のとおりとする。

#### 業務概要

|              |     |
|--------------|-----|
| 空家所有者訪問意向確認  | 1式  |
| （1）着手打ち合わせ   | 1式  |
| （2）作業計画準備    | 1式  |
| （3）訪問・面談意向調査 | 25件 |
| （4）報告書の作成    | 1式  |

### 第2条（業務内容）

#### 1 着手打ち合わせ

受託者は、本業務の着手にあたり熱海市役所を訪問し、業務内容にかかる打ち合わせを行うものとする。

#### 2 作業計画準備

本業務の着手にあたり、業務工程表を提出し委託者の承認を得るものとする。また、業務全般にわたる内容を把握し、精度の向上・業務の効率化を図るため、委託者から貸与される図面・資料等を収集管理する。

### 3 訪問・面談意向調査

- (1) 受託者は、委託者が選定した空家の所有者を訪問し、意向調査を行う。
- (2) 意向調査項目については、委託者と協議のうえ決定する。
- (3) 訪問・面談件数については25件とし、訪問先は東京都18件、神奈川県5件、埼玉県1件、千葉県1件とする。  
また、面談者は単に意向調査項目を聴取するだけでなく、空家所有者の発言や面談時の状況等客観的な事実をすべて記録し、第1章・第2条に定める本業務の目的に資するよう空家所有者の真意を的確に報告すること。
- (4) 訪問回数は、時間帯・曜日を変えて3回以上訪問する。なお、特段の事情がない限り、17時から20時の夜間および土日の訪問を1回以上行う。
- (5) 訪問により所有者の転居・居住地の変更等が判明した場合、転居先等が同一都県内の場合は訪問・面談業務を継続する。また、空家所有者の変更が判明した場合は委託者へ報告のうえ協議を行い、委託者が業務の継続または終了を決定する。

### 4 業務報告書の作成

受託者は、空家所有者訪問意向調査の結果や委託者と協議して決定した打ち合わせ記録を業務報告書として取りまとめ、委託者へ提出するものとする。

ただし、訪問面談の結果、委託者が空家所有者に対応する必要がある場合や委託者の意向を確認し空家所有者への回答が必要と判断される場合は直ちに報告すること。

### 第3条（成果品）

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 訪問意向調査報告書（任意様式）    | 一式 |
| (2) 打合せ記録簿             | 一式 |
| (3) その他、本業務内で整備されたデータ等 | 一式 |

以上